

盛岡市道路情報管理システム賃貸借  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月18日  
盛岡市建設部道路管理課

## 1 目的

本要領は、盛岡市道路情報管理システム賃貸借（以下、「本システム」という。）について、最も適した本システムの構築及び運用が可能な受注候補者を選定するため、調達方式及びその実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業の概要

### (1) 業務の名称

盛岡市道路情報管理システム賃貸借

### (2) 業務の内容

本要領及び別紙「盛岡市道路情報管理システム賃貸借仕様書」のとおり

### (3) 対象区域

盛岡市全域

### (4) システム更新作業期間

契約締結日（令和7年4月1日予定）から令和7年9月30日まで

### (5) 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

### (6) 事業実行上限額

5年総額 47,697,320円（税込）

この金額は、導入費用及び5年間の運用費用ほか諸経費の総額であり、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものである。

支払いについては、令和7年10月から60ヵ月均等払いを想定している。

## 3 調達方式

本システムの賃貸借の業者選定にあたっては、盛岡市が運用している本システムの機器及びソフトウェアを更新し、且つ新規機能等を付加および既存機能の改良を行うことで円滑な道路管理業務の遂行に資するための最適かつ有効に活用できるシステムを導入するために、高度な知識及び技術、創造性、構想力、ノウハウ並びに応用力を評価する必要がある。

また、本システムの業者選定にあたっては、盛岡市統合型地理情報システム（以下、「統合型GIS」という。）（担当：情報企画課）とのリソースの共有やデータ連携をより効率的に行うことを目指している。

以上を踏まえ、価格競争に重点が置かれた場合、前述の目的達成は困難となることから公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式を採用する。

## 4 公募に関する事項

### 4.1 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、(1)から(11)の資格要件をすべて満たす単体企業とする。

- (1) 参加申込時点から起算し、過去5年間で、中核市又は政令指定都市において、クラウド GIS の道路情報管理システムの導入・構築・運用に係る業務の元請の実績を有すること。
- (2) 参加申込時点から起算し、過去5年間で、他市において、道路管理に係る調査支援 GIS (スマートフォン又はタブレットを利用して現地調査内容を登録及び更新できるもの) の導入・構築・運用に係る業務の元請の実績を有すること。(ただし、タブレットでの実績を有する場合は、仕様書を満たす運用が可能なものに限る。)
- (3) 配置予定技術者に、(1) の条件を満たす担当技術者、管理技術者を配置することができる者。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
- (4) 一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)による地域情報プラットフォーム準拠製品として、GISユニットの登録があり、かつ、相互接続確認を行った製品を自社で登録・保有していること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマーク及びISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していること。
- (6) 令和6年4月1日時点で、令和6・7年度盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録がある者であること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 参加申込書提出期限において、盛岡市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (11) 盛岡市暴力団排除条例(平成27年条例第9号)第9条第1項各号に掲げる者ではないこと。

### 4.2 スケジュール

| 内 容     | 期間等              |
|---------|------------------|
| 公示      | 令和7年2月18日(火)     |
| 質問の受付期限 | 令和7年2月25日(火)午後3時 |
| 質問の回答   | 令和7年2月27日(木)     |

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 参加申込書提出期限         | 令和7年3月4日(火)午後5時   |
| 企画提案書提出期限         | 令和7年3月10日(月)午後5時  |
| 一次審査              | ～令和7年3月14日(金)(予定) |
| 一次審査結果通知          | 審査後速やかに通知予定       |
| 二次審査(プレゼンテーション)実施 | 令和7年3月25日(火)      |
| 二次審査結果通知          | 令和7年3月28日(金) 予定   |
| 契約締結日             | 令和7年4月1日 予定       |

#### 4.3 申込み手続き

(1) 受付期間 公示日から令和7年3月4日(火)午後5時まで

(2) 参加申込書

次の様式により、「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「盛岡市道路情報管理システム賃貸借に係るプロポーザル\_参加申込」から提出すること。

[https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=6961](https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6961)

※ I D、パスワードによる認証を必要とするため利用者登録をすること。

ア 参加申込書(様式1号)

イ 会社概要(様式2号)

ウ 同種業務実績調書(道路情報管理システム導入)(様式3号)

エ 同種業務実績調書(調査支援 GIS導入)(様式4号)

オ 業務実施体制(様式5号)

カ 配置予定技術者調書(様式6号)

キ サービス、システム利用確認事項(様式7号)

(3) 提出期限 令和7年3月4日(火)午後5時必着

#### 4.4 質問について

本企画提案募集の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

(1) 受付期限 令和7年2月25日(火)午後3時まで

(2) 受付方法 電子メールで質問票により、「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「盛岡市道路情報管理システム賃貸借に係るプロポーザル\_質問」から提出すること。

[https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=6966](https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6966)

(3) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年2月27日(木)までに、盛岡市公式ホームページ<<http://www.city.morioka.iwate.jp/>> (以下「市ホームページ」という。)で公開する。

(4) 質問受付先 盛岡市建設部道路管理課路政係

## 5 プロポーザルに関する事項

本プロポーザルに応募する者は、次のとおり企画提案書を提出することとする。

- (1) 提出期間 令和7年2月18日（火）から令和7年3月10日（月）まで  
（窓口受付時間：土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

### (2) 企画提案書

ア 技術提案書 【A4版 20ページ以内（「イ 工程計画」除く。）、両面印刷】

様式は自由、表紙・目次は枚数に含める。提案書にはページ番号を付けること。

本文の文字フォントサイズは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関し  
てはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。

提案書の項目については、以下に合わせること。

(ア) 実施方針

(イ) システムの整備（システムの全体像、システムの特長、システム構築）

(ウ) 情報セキュリティ対策

(エ) 保守・サポート体制

イ 工程計画 【A3版横1ページ 片面印刷】

ウ 見積書 【様式自由、枚数自由】

5年間の運用にかかる経費（導入経費、運用経費、保守経費等）を月額（税込み）で明示  
すること。

### (3) 提出先

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市建設部道路管理課路政係  
電話番号 019-651-4111（内線2717）

### (4) 提出方法

次のア及びイの方法による。

ア 電子データ

「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「盛岡市道路情報管理システム賃貸借に係る  
プロポーザル\_企画提案書」から提出すること。

[https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=6962](https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6962)

イ 紙資料

提出先に持参又は簡易書留郵便で郵送すること。（部数は10部とする。）

- (5) 提出期限 ア及びイともに、令和7年3月10日（月）午後5時必着とする。

## 6 選考に係る事項

### 6.1 選考方法

- (1) 本プロポーザル評価委員は、別表に定める評価基準に基づき、提案を評価項目ごとに採点す

るものとする。

- (2) 評価委員は、建設部道路管理課職員複数名及び総務部情報企画課職員を予定している。
- (3) 提出された参加申込書、企画提案書、プレゼンテーション内容から、「6.2 選考基準」により評価を行い、優秀提案者及び次点者を選考する。
- (4) プロポーザル参加者が3者を超えた場合は、参加申込書及び企画提案書評価による一次審査を実施し、評価点の高い上位3者を二次審査対象とする。
- なお、プロポーザル参加者が3者以下の場合は、一次審査は実施せず、参加資格を有する全ての企画提案者を二次審査対象とする。
- (5) 二次審査の得点順に最高得点者を優秀提案者、次に評価点の高い者を次点者と決定する。
- (6) 最高得点者が2者以上あった場合は、1次評価(資格審査)の評価点が高い者を上位とする。
- (7) 前項により決定できない場合は、1次評価(資格審査)の「担当技術者の実績・資格等」の評価点の上位順とする。

## 6.2 選考基準

選考の基準は、提案事業の実現性及び妥当性等について、企画提案書の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。詳細な評価項目は別表のとおり

| 評価項目     |            | 判断評価基準                                                                                                       | 評価区分                |
|----------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1. 参加申込書 | 指定様式       | 指定様式の記載内容による評価を行う。<br>実績、技術者の能力等を評価する。                                                                       | 1次評価<br>(資格審査)      |
| 2. 企画提案書 | 技術提案書      | 技術提案書の記載内容による評価を行う。<br>業務内容を十分把握したうえで有効な提案を行っているか等について評価する。<br>・実施方針<br>・システム整備<br>・情報セキュリティ対策<br>・保守・サポート体制 | 1次評価<br>(企画提案書)     |
|          | 工程計画       | 工程計画の妥当性について評価する。                                                                                            |                     |
|          | 見積書        | 価格を評価する。                                                                                                     |                     |
| 3. 全体評価  | プレゼンテーション等 | 企画提案書全般及びプレゼンテーションの内容等を評価する。                                                                                 | 2次評価<br>(プレゼンテーション) |

## 6.3 プレゼンテーションの実施

- (1) 二次審査において、プレゼンテーションを実施する。

ア 日 時 令和7年3月25日(火) (詳細な時間は二次審査対象者に別途通知する。)

イ 場 所 盛岡市保健所7階大ホール 盛岡市神明町3番29号

ウ 時 間 準備と片付け合わせて10分、説明20分、質疑応答10分の計40分以内とする。

#### エ 実施方法

(ア) 二次審査対象者が準備したPC端末等の機器により実施することを基本とする。

(イ) 評価委員が用意したPC端末を用いて、デモサイトを利用した提案を行うことも可能とする。

(ウ) モバイル端末によるデモを実施する場合は、必要な機材は二次審査対象者が準備することとする。

(エ) プロジェクター、スクリーンについては、市が準備を行うものとする。

※実施場所に変更がある場合は、二次審査対象者に別途通知する。

※プレゼンテーション時には、企画提案書に記載のある内容以外の追加提案、追加資料は受理しない。

#### 6.4 評価結果の通知

評価結果については、プロポーザル参加者に文書で通知する。また、その結果を市ホームページで公表する。

審査の経緯については公表しない。また、評価結果に対する異議申し立ては受け付けない。

#### 6.5 提案内容の一部補正

採択決定後、応募者と本市による協議の過程において、当初の提案内容を一部補正することがある。

### 7 契約に係る協議

優秀提案者は、事業実施の優先交渉権者として本市と協議の上、業務に係る仕様を確定させた上で、令和7年度予算配当後に契約を締結する。

なお、優秀提案者が、契約締結までに参加資格を満たさないことを認めたとき、または、契約交渉が不調となったときは、次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

### 8 プロポーザルに係る留意事項

(1) 令和7年度予算事業に係るプロポーザルであり、令和7年度に本事業に係る予算配当がない場合は本プロポーザルによる事業執行は行わない。また、本事業に係る予算配当が事業実行上限額を下回る場合は、優秀提案者と協議の上、業務に係る仕様を確定させた上で、配当予算内で契約を締結する。それに伴い、優秀提案者に損害が生じた場合にあっては、本市ではその損害について一切負担しない。

(2) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

- (3) プロポーザル参加者は、本プロポーザルにおいて、複数の提案書の提出はできない。
- (4) 参加申込した後に辞退する場合は、「盛岡市道路情報管理システム賃貸借に係るプロポーザル\_辞退届」（任意様式）を持参又は郵送で提出すること
- [https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=6963](https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6963)
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。
- ア 「4.1 参加資格要件」を満たしていない場合
  - イ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
  - ウ 本要領に適合しないと認められる場合
  - エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
  - オ 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (7) 提出物は返却しない。
- (8) 提出された企画提案書等は、選考作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (9) 提出された企画提案書等は、事業者選考の目的以外で使用しない。
- (10) 本市から提供する資料以外は、応募者が独自で入手すること。
- (11) この募集に伴い収集した個人情報は、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- (12) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、盛岡市情報公開条例に基づき、提出された書類を公開することがある。
- (13) 本プロポーザルに要する経費は、全てプロポーザル参加者の負担とする。